

令和4年6月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	<b>「条例案」 9件</b>	
1	<p>秋田市市税条例等の一部を改正する件</p> <p>・地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号):令和4年3月31日公布、一部を除き令和4年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>地方税法の一部改正(令和4年法律第1号)等に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長等を行うとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の市民税における特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得等の課税方式について、所得税の課税方式と一致させることとする。</li> <li>2 住宅借入金等特別税額控除について、適用期間を4年間延長するとともに、控除期間を原則13年に拡充する。</li> <li>3 下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例について見直しを行う。</li> <li>4 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例を定める。</li> <li>5 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等</p> <p>公布の日から。ただし、2は令和5年1月1日から、1は令和6年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
2	<p>秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号):令和4年3月31日公布、一部を除き令和4年4月1日施行</p> <p>・租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第148号):令和4年3月31日公布、一部を除き令和4年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>租税特別措置法の一部改正(令和4年法律第4号)等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>規定を整備する。</p> <p>○施行期日</p> <p>公布の日から</p>

3 秋田市旧松倉家住宅条例を設定する件

○設定理由

旧松倉家住宅を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとするとともに、その利用料金等を定めるため、この条例を設定しようとするもの

○要旨

- 1 本市の歴史を伝える建造物として秋田県指定有形文化財旧松倉家住宅を保存し、および活用するとともに、本市の歴史および文化を生かしたまちづくりを推進するため、旧松倉家住宅を設置する。
- 2 旧松倉家住宅の施設を専用して利用しようとする者等は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。
- 3 旧松倉家住宅の文庫蔵を利用して営業する者は、旧松倉家住宅の設置の目的に照らし適切な内容の業務を営むことができる技術的能力等を有する者等でなければならないこととする。
- 4 旧松倉家住宅の管理を指定管理者に行わせることができることとする。
- 5 専用利用者（6の(1)の表および同表の備考の1ならびに(2)の施設の利用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、旧松倉家住宅の利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととする。
- 6 旧松倉家住宅の利用料金は、次の表に定める額の範囲内とする。

(1) 上座敷等の利用料金

施設	利用料金（限度額）	
	単位	金額
上座敷	1時間につき	220円
下座敷		220円
和室		110円
米蔵		440円

備考

- 1 この表の施設欄に掲げる施設および(2)の表に掲げる施設以外の施設を専用して利用する場合の利用料金の限度額は、1平方メートル1時間につき5円とする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。
- 3 専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

(2) 文庫蔵の利用料金

施設	利用料金（限度額）		
	区分	単位	金額
文庫蔵	基本料金	1月に	9,900円
	加算料金	つき	

備考

- 1 文庫蔵の利用料金の限度額は、基本料金の限度額に加算料金の限度額を加えて得た額とする。

	<p>2 利用期間が1月に満たない場合の基本料金は、日割りをもって計算する。</p> <p>3 文庫蔵の利用に係る光熱水費は、専用利用者の負担とする。</p> <p>7 旧松倉家住宅の利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受することとする。</p> <p>8 旧松倉家住宅の利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めること等とする。</p> <p>9 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、旧松倉家住宅の利用料金を減免することができることとする。</p> <p>10 指定管理者が行う業務は、旧松倉家住宅の保存および活用ならびに歴史および文化を生かしたまちづくりの推進に資する催しの企画および運営に関すること等とする。</p> <p>11 1から10までのほか、利用料金の不還付、利用の制限、目的外利用等の禁止、特別の設備等の許可、原状回復の義務、損害賠償の義務、指定管理者が行う管理の基準等について規定する。</p>
4	<p>秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件</p> <p>○施行期日 規則で定める日から</p> <p>○改正理由 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の適用期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等の要件に該当する者の国民健康保険税の減免の適用期間を令和5年3月31日まで延長する。</p> <p>○施行期日等 公布の日から。令和4年4月1日から適用することとし、条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
5	<p>秋田市介護保険条例の一部を改正する件</p> <p>○改正理由 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の適用期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等の要件に該当する者の保険料の減免の適用期間を令和5年3月31日まで延長する。</p>

		<p>○施行期日等  公布の日から。令和4年4月1日から適用することとし、条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
6	秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由  不妊治療に要する費用に係る国の助成事業の廃止に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨  個人番号を利用することができる事務等から、不妊治療に要する費用の助成に関する事務を削る。</p> <p>○施行期日  公布の日から</p>
7	秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由  災害危険区域として指定する区域を拡大するとともに、同区域における建築物の建築の制限を緩和するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨  1 災害危険区域として指定する区域に雄和種沢地区を加える。  2 雄和種沢地区における住居用建築物の建築の制限の緩和について定める。  3 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等  令和4年9月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
8	秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件 ・住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）：令和3年5月28日公布、一部を除き令和4年10月1日施行	<p>○改正理由  長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正（令和3年法律第48号）に伴い、長期優良住宅維持保全計画に係る認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨  1 既存の住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合の長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る認定申請手数料等を定める。</p>

<p>9 秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する件</p> <p>・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第14号）：令和4年3月25日公布、令和4年4月1日施行</p>	<p>2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和4年10月1日から</p> <p>○改正理由 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正（令和4年国土交通省令第14号）に伴い、特定公共賃貸住宅の入居者の資格の条件を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 入居者の同居親族の条件に、里親に委託されている児童等の同居親族に準ずる者を加えることとする。 2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和4年7月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p><b>「単行案」 17件</b></p>	
<p>10 秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p>	<p>○地方税法の一部改正（令和4年法律第1号）に伴い、秋田市市税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 令和4年3月31日</p> <p>○改正要旨 宅地等に係る負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の100分の2.5とした。</p> <p>※専決処分した理由 地方税法の一部改正に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>

11	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件	<p>○地方税法施行令の一部改正（令和4年政令第133号）に伴い、秋田市国民健康保険税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 令和4年3月31日</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 基礎課税額の限度額を引き上げた。 現行 63万円→改正後 65万円</p> <p>2 後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げた。 現行 19万円→改正後 20万円</p> <p>※専決処分した理由 地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
12	地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の変更を認可する件	<p>○市立秋田総合病院の新病院の開院等に伴い、地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の変更を認可しようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第83条第3項</p>
13	公有水面埋立に関する意見を提出する件	<p>○秋田港の公有水面埋立に関し、秋田港港湾管理者である秋田県知事から意見を求められたことに対して、同意しようとするもの</p> <p>※提出根拠法：公有水面埋立法第3条第4項</p>
14	秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結する件	<p>○秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結しようとするもの</p> <p>・議決年月日 令和2年9月25日</p> <p>・議案番号 令和2年議案第101号</p> <p>・工事場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大</p>

		<p>台滝1番地1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更事項 契約金額「3,972,100,000円」を「4,020,500,000円」に変更するもの</li> <li>・契約先 日鉄エンジニアリング株式会社</li> <li>・変更理由 燃焼設備における燃焼室耐火物メインバーナ部の施工範囲を追加するほか、副資材供給設備におけるコークスホッパの上部ケーシング補修整備を追加することによる。</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
15	秋田市立千秋美術館改修工事請負契約を締結する件	<p>○秋田市立千秋美術館改修工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 秋田市中通二丁目3番8号</li> <li>・契約金額 951,500,000円</li> <li>・契約先 フジタ・中田・長谷駒建設工事共同企業体</li> <li>・工期 令和5年6月30日まで</li> <li>・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>建築工事</li> <li>電気設備工事</li> <li>機械設備工事</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
16	都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事請負契約を締結する件	<p>○都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 秋田市泉菅野一丁目地内ほか</li> <li>・契約金額 322,828,000円</li> <li>・契約先 佐々木・加藤・中央土建特定建設工事共同企業体</li> <li>・工期 令和5年3月20日まで</li> <li>・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>地中連続壁工事</li> <li>施工延長 L=81.2m</li> </ul> </li> </ul>

		<p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p> <p>17 秋田市立旭川小学校管理・普通教室棟大規模改造建築工事請負契約を締結する件</p> <p>○秋田市立旭川小学校管理・普通教室棟大規模改造建築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 秋田市手形字才ノ浜63番地</li> <li>・契約金額 203,170,000円</li> <li>・契約先 藤重・栗野建設工事共同企業体</li> <li>・工期 令和5年2月28日まで</li> <li>・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>管理・普通教室棟大規模改造工事</li> <li>管理室棟 RC造3階建て</li> <li>普通教室棟 RC造3階建て</li> <li>延べ床面積 2,652㎡(対象は1・2階および階段室の1,776㎡)</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
18	壁面展示ケースを買い入れる件	<p>○壁面展示ケースを買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市中通二丁目3番8号 秋田市立千秋美術館</li> <li>・契約金額 275,858,000円</li> <li>・契約先 株式会社アイネックス</li> <li>・納期 令和5年6月30日まで</li> <li>・概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>壁面展示ケース 4台</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
19	除雪グレーダを買い入れる件	<p>○除雪グレーダを買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市寺内字蛭根85番地9 秋田市建設部道路維持課車庫</li> <li>・契約金額 67,056,000円</li> <li>・契約先 コマツ秋田株式会社秋田支店</li> <li>・納期 令和5年3月31日まで</li> <li>・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> <li>条件 除雪グレーダ(4.0m級)</li> </ul> </li> </ul>



		<p>数 量 2台</p> <p>全 長 10,000mm以下</p> <p>全 幅 2,700mm以下</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
20	大型ロータリ除雪車を買い入れる件	<p>○大型ロータリ除雪車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市寺内字蛭根85番地9 秋田市建設部道路維持課車庫</li> <li>・契約金額 49,830,000円</li> <li>・契約先 藤高自動車興業株式会社</li> <li>・納 期 令和5年3月31日まで</li> <li>・主要諸元</li> </ul> <p>条 件 大型ロータリ除雪車(2.6m)</p> <p>全 長 8,000mm以下</p> <p>全 幅 2,600mm以下(除雪装置含む)</p> <p>乗車定員 2名</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
21	凍結抑制剤散布車を買い入れる件	<p>○凍結抑制剤散布車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市寺内字蛭根85番地9 秋田市建設部道路維持課車庫</li> <li>・契約金額 42,900,000円</li> <li>・契約先 藤高自動車興業株式会社</li> <li>・納 期 令和5年3月31日まで</li> <li>・主要諸元</li> </ul> <p>条 件 凍結抑制剤散布車(3t級、 4×4)</p> <p>数 量 2台</p> <p>全 長 7,000mm以下</p> <p>全 幅 2,500mm以下</p> <p>乗車定員 2名以上</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
22	塵芥車を買い入れる件	<p>○塵芥車を買い入れようとするもの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市千秋公園1番1号 千秋公園事務所</li> <li>・契約金額 16,676,000円</li> <li>・契約先 秋田いすゞ自動車株式会社秋田営業所</li> <li>・納期 令和5年3月27日まで</li> <li>・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> <li>条件 ハイブリッド塵芥車（3t車級以上）</li> <li>数量 2台</li> <li>最大積載量 2,300kg以上</li> <li>車両総重量 8,000kg未満</li> <li>乗車定員 2名以上</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
23	資機材搬送車を買い入れる件	<p>○資機材搬送車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部</li> <li>・契約金額 35,640,000円</li> <li>・契約先 株式会社相場商店</li> <li>・納期 令和5年3月24日まで</li> <li>・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> <li>条件 資機材搬送車</li> <li>全長 5,000mm以下</li> <li>全幅 1,850mm以下</li> <li>乗車定員 3名</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
24	救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を買い入れる件	<p>○救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部</li> <li>・契約金額 28,600,000円</li> <li>・契約先 猿田興業株式会社</li> <li>・納期 令和5年3月24日まで</li> <li>・主要諸元</li> </ul>

		<p>条 件 救助資機材搭載型消防ポン プ自動車</p> <p>全 長 5,000mm～5,200mm以内</p> <p>全 幅 1,750mm～1,900mm以内</p> <p>乗車定員 6名</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
25	救急自動車を購入入れる件	<p>○救急自動車を購入入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田消防署</li> <li>・契約金額 22,649,000円</li> <li>・契約先 秋田トヨタ自動車株式会社</li> <li>・納 期 令和4年9月30日まで</li> <li>・主要諸元</li> </ul> <p>条 件 高規格救急自動車</p> <p>全 長 5,800mm以下</p> <p>全 幅 2,050mm以下</p> <p>乗車定員 7名</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
26	土地を売り払う件	<p>○秋田新都市産業区（湯本地区）事業用地 を売り払おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所 在 秋田市御所野湯本五丁目1番 3ほか7筆</li> <li>・種 類 宅地</li> <li>・面 積 14,205.88㎡</li> <li>・契約先 ヨコウン株式会社</li> <li>・売払価格 86,797,926円</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
<b>「 予 算 案 」 6 件</b>		
27	令和4年度秋田市一般会計補正予 算（第1号）の件	○資料別紙
28	令和4年度秋田市一般会計補正予 算（第2号）の件	

29	令和4年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第1号)の件	○資料別紙
30	令和4年度秋田市中心卸売市場会計補正予算(第1号)の件	
31	令和4年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算(第1号)の件	
32	令和4年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第1号)の件	
<b>「追加提案」</b>		
<b>「人事案」 1件</b>		
33	秋田市固定資産評価員の選任について同意を求める件	○固定資産評価員近藤行秀氏の辞任(令和4年6月27日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ※提出根拠法: 地方税法第404条第2項